第１章　総合的な景観形成の推進に向けて

１－１　基本的な考え方

本市において良好な景観を形成していくため、景観づくりに関わる市民、事業者、来訪者、行政等の多様な人々の協働による景観づくりを推進していきます。

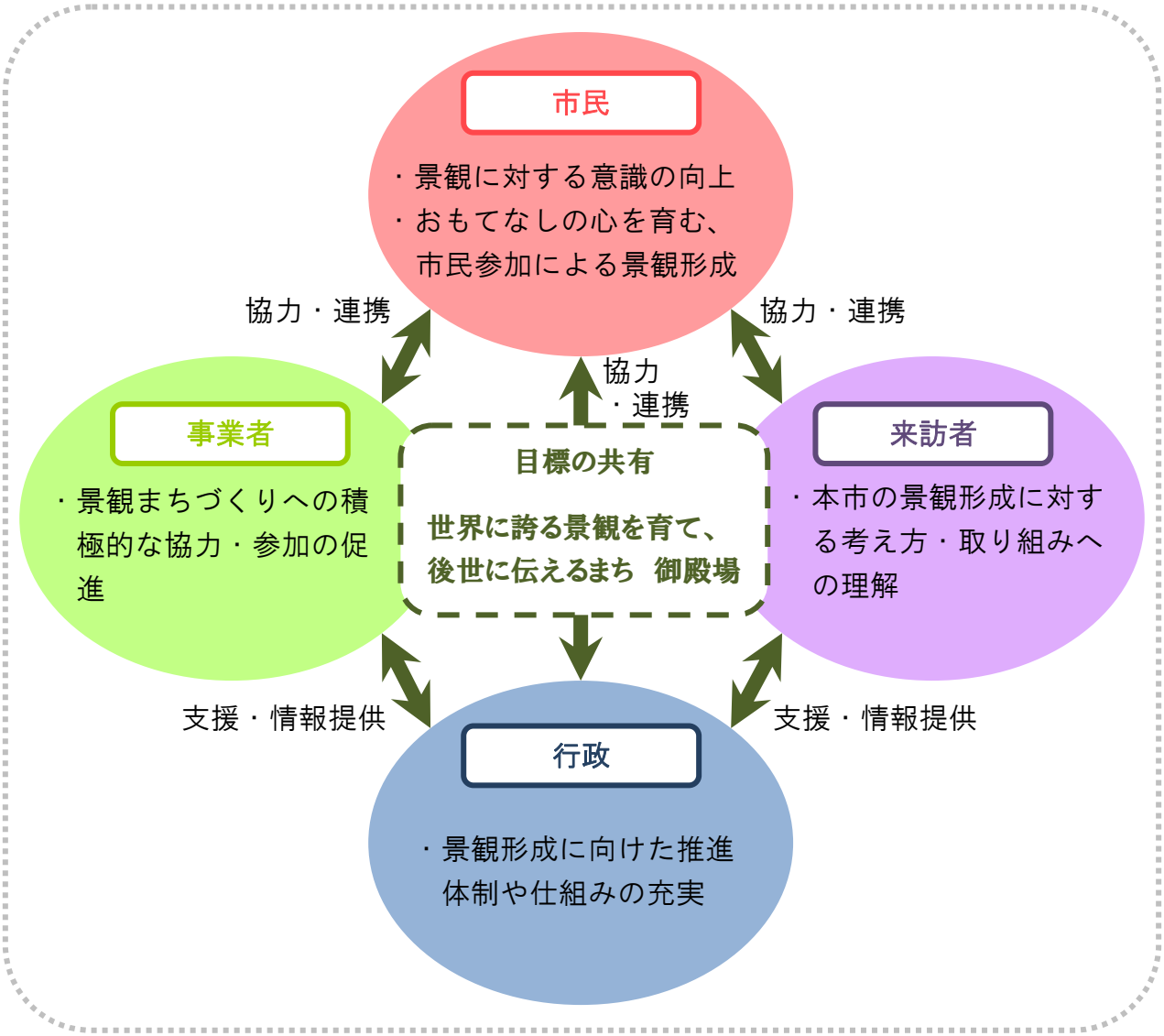

■市民・事業者・来訪者・行政の役割イメージ

◆ 市民・事業者・来訪者・行政の役割

市民の役割

景観形成の最も基本となる事項として、市民各々の認識が重要です。市民が果たすべき役割として次のようなことがあります。

①日常生活の中で美しい景観を意識する

ごみの出し方、日常の清掃、外出時のごみの持ち帰り等、日常的な生活の中で美しい景観形成に努めます。

また、まちの特徴的な景観をつくっている祭・行事等にも積極的に参加します。

②自分の住まいの周りを見直す

家の前の道路の清掃美化をはじめ、道路に面する部分の生垣化、敷地内樹林の育成等により、うるおいある景観形成に努めます。

建築物等は、周辺環境と調和するよう形態・色彩・素材等、景観面に配慮します。

③まちづくり活動に参加する

花いっぱい運動や沿道美化運動、ごみの持ち帰り等の景観形成活動に参加します。

④計画づくりに参加する

まちづくり計画のための勉強会や地区協議会等に参加し、常にまちづくりの問題意識を持ちます。

⑤公共施設の維持管理を主体的に行う

公共施設の管理の一部を、施設を利用する地元市民も積極的に行います。

事業者の役割

事業者は、様々な活動を通じて都市景観に関わっています。美しい景観を保全または形成していくために、各事業者は以下のような点に配慮した事業を行っていくことが必要です。

①事業者として景観形成に寄与する

事業者は地域の景観形成に関わる重要な一員であることを十分認識し、建築物の建設、敷地の緑化、屋外広告物の設置等に際して景観に配慮します。

特に商店街の景観は各々の商店の活力によるものです。商店活動を活発化するとともに、店舗前の美化・美しい店舗づくりに努めます。

工場景観については、工場本体のデザイン・施設配置・植栽等、工場を意識させない周囲の景観づくりへの配慮が大切です。

②事業団体の活動を通じて景観形成に寄与する

商店街等の事業団体は、CI（コーポレートアイデンティティ）※1計画等を自主的に検討し、その結果を景観面に反映させます。また、特に建設関係事業は、直接景観に関わる業界であることから、景観に対する業界全体の意識を高め、良好な景観形成に寄与するよう努めます。

来訪者の役割

一般の観光客のほか、別荘等の居住者、登山・スポーツ等、多様な目的を持った来訪者も景観形成に関わる一員であることから、本市の景観形成に対する考え方・取組みへの理解・協力が求められます。

①市内観光を通じて景観を意識する

ごみの持ち帰り、施設の利用等に関するマナー向上に努めます。

②地域の交流活動を通じて景観を意識する

体験イベントやボランティア※2に訪れる人は、地域の交流活動を通じて景観への理解を深め、地域の景観形成活動への参加と協力をします。

行政の役割

行政は、まちづくりをリードする立場にあります。景観形成に関しても、目指すべき景観形成の目標・具体的方策等を示すとともに、市民・事業者の意識を高め、都市景観形成に関わる諸活動を指導していく必要があります。

①市民・事業者に向けて

先導的な役割を果たす各種事業や施策の実施を通じ、景観形成の指針を示すとともに、景観に対する意識の高揚をはかるため、PR・啓発に努め、市民・事業者との密接な協調関係をつくります。また、市民・事業者の景観形成に関する自主的な活動への支援を積極的に行います。

※1　コーポレートアイデンティティ(CI)：企業のもつ特性を、内部的に再認識・再構築し、外部にその特性を明確に打ち出し、認識させること。
※2　ボ　ラ　ン　テ　ィ　ア：自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

１－２　景観資源の活用

（１）地域の景観づくりの推進

本市では、市民による様々な市民活動が行われており、御殿場市の豊かな自然に囲まれた環境を活かした良好な景観形成に寄与しています。

今後は、事例に挙げた活動以外の既存の景観活動（活動団体や活動内容）を把握するとともに、市民と行政の情報共有により、多様な景観形成活動の育成・支援を行います。

◆ 活動事例

●あまだトンボ池ふかさわの森

深沢に位置する、元は鮎沢川の一部だった池で、市民活動により自然景観の保全が行われているビオトープです。地域の学習の場としても活用されています。

●海の見える四季の丘

箱根山系から駿河湾を見ることができる箱根山の山腹に位置し、クヌギ、コナラ、イロハモミジ、ハウチワカエデ等の樹種転換が市民により行われている景勝地です。

●ブルーベリー園

沼田地区では、地域住民がロマンチック街道沿道でブルーベリーを栽培し、沿道の自然景観が良好に保たれています。

●原里バラ園

板妻にある原里バラ園は、地域住民で構成される複数の団体により管理、運営されています。毎年６月にはばら祭を開催し多くの見物客でにぎわいます。

●御殿場市花の会

御殿場市花の会は、花と緑を通じた住みよい環境づくりを目的として、活動しています。主に東名高速御殿場インター前や秩父宮公園、地域の公共花壇への花苗植栽や除草作業を定期的に行っており、市民はもちろん、本市を訪れた観光客の目を楽しませています。

（２）眺望スポットの整備

本市は至る所から富士山を眺めることができ、市内には富士山の眺望スポットが数多く存在しています。

こうした特徴を活かし、市民および観光客がドライブや散策の途中に休憩しながら富士山を眺めたり、写真に収めたりできる場所を整備します。

≪眺望スポット整備の考え方≫

- 市民の意見を踏まえながら、新たな眺望スポットの選定を行います。選定においては、施設・場所の公共性、観光性、歴史性等を考慮します。
- 眺望する場所の整備や案内板、サイン等を設置するとともに、樹木の枝葉、電線、広告等、眺望を妨げる要因の改善を必要に応じて図ります。

ベンチやサインの設置による整備例
（乙女駐車場）

【眺望スポット整備箇所の候補】

御殿場駅周辺		
	市の玄関口である御殿場駅前のポッポ広場に休憩場所等を備えた眺望スポットを整備し、観光客を誘導します。また、ポッポ広場から富士山方向に伸びる市道は、現在、電柱により眺望が妨げられているため、無電柱化の検討を行います。 その他、市街地から市民や観光客等が市内を一望できるよう、展望台の整備を検討します。	
ほ場整備地区	採石場（箱根外輪山）	ロマンチック街道沿道
ドライブの途中に立ち寄れる眺望スポットを茱萸沢棚頭線沿道に整備します。	ハイキングの途中で休憩できるよう、自然との共生を重視した歩道とともに、箱根外輪山の眺望スポットを整備します。	観光道路となるロマンチック街道沿道に、ドライブの途中に自然を散策しながら休憩ができる眺望スポットを整備します。

（３）見通し景観の確保

箱根方面から箱根外輪山を下る国道 138 号からは、富士山を見通すことができます。しかし、一部、樹木に邪魔されて富士山が見えない箇所があるため、人工林から自然林への転換を図る際は、樹高の低い木を植えたり、一部伐採をすることで、国道 138 号における富士山への見通しを確保します。

また、その他の道路についても、線形や構造等、道路自体のデザインや、遠方の風景の取り込み等、景観に配慮した整備に努めます。

国道 138 号（箱根方面）から見た富士山

ごてんば風景物語　～富士山が見えない！？～

初めて御殿場市を訪れた人から「御殿場駅から富士山が見えなくて残念」という声が度々あげられており、市の玄関口のふさわしい姿として、御殿場駅舎内における富士山の眺望スポットの確保が求められていると言えます。

例えば、富士山口側の壁が無くなれば、改札前の東西自由通路から富士山を眺めることができるため、御殿場駅舎における眺望スポットの確保について検討します。

ちなみに駅構内では、ホーム南端から富士山を眺めることができます。

現在の御殿場駅改札前

【対応策】壁を全面ガラスに替える

（４）道路附属物のデザインの統一

まちなかにあふれる看板や街路灯等の道路附属物について、周囲の秀麗な景観に調和した「高原都市・御殿場」にふさわしい形に誘導するため、形状や色彩の統一を推進します。

民間サインや公共サインについては、形状、仕様、表現方法を統一した整備を進めるとともに、整備推進に当たっては、「御殿場市サイン計画（平成７年）」に基づいて実施します。

◆ 通り名称サイン

明治時代に馬車鉄道が通っていた「馬車道通り」や、街路樹により良好な景観を形成している「はなみずき通り」等親しみやすい名称がつけられた、地域のシンボルとなる路線があります。

そこで、まちの個性の創出や親しみやすい道路を目指し、通りの名称選定やサインのデザインを検討し、身近な景観要素として周知します。

馬車道通り

通り名称サインの提案

今後は、上記の道路以外の新たな通りの名称の募集や、通り名称サインのデザインの募集等を考えています。

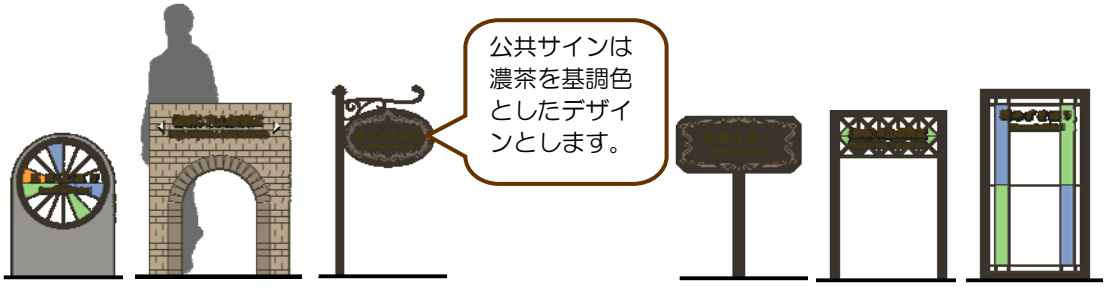

■通り名称サインのイメージ【提案】

◆ 民間サイン

民間の広告案内サイン等の現状は、個々に目立つことしか考えずに設置されているため、全体として眺めた場合、お互いが相殺し合って、見るものに対しわかりづらく、市街地の景観を悪化させているケースが見られます。

そこで、民間の広告案内サインは共同広告とし、表示方法（色彩・書体等）について一定の基準を設けることで、広告として判読性が高まり利用しやすくなるため、民間の広告案内サインの集合化とデザインの統一について市が主体となって推進します。

高原都市にふさわしい色彩として、基調色は濃緑色を推奨します。

民間広告案内サインのイメージ
（御殿場市サイン計画より）

◆ 街路灯

街路灯は沿道景観の連続性に配慮し、景観重要公共施設を中心に色彩やデザインの統一化に努めます。

１－３　景観意識の啓発活動

（１）広報や啓発活動

景観形成に対する意識啓発を図り、市民・事業者・来訪者との協働による取り組みとなるよう、リーフレットの作成、ホームページへの掲載等、本計画の積極的な周知を行います。

また、景観に関する先進的な取り組み等の情報を収集し、市民・事業者への積極的な情報発信を行います。

さらに、来訪者に対しては、眺望スポットや景観形成に関する取り組み、ごみの持ち帰り等のマナー啓発について、市の観光ガイドやホームページに掲載し、アピールします。

（２）デザイン指針づくり

景観形成に関する考え方や基準について、詳細にわかりやすくまとめたガイドラインを作成し、良好な景観形成を誘導します。

◆　「御殿場市サイン計画」の活用

平成７年に策定された、公共施設の誘導看板と民間施設の案内看板の統一規格、統一デザイン化するための計画である「御殿場市サイン計画」の積極的な周知を図るとともに、「御殿場市景観計画」に併せ、必要に応じて内容の充実を図ります。

◆　「街並みデザインマニュアル」の活用・見直し

公共施設、工場、住宅、商店街、看板等のデザインを提案し、個性的で魅力あるまちなみ形成のマニュアルとして平成６年に策定された、「街並みデザインマニュアル」は、策定から約20 年が経過していることから、本景観計画との整合を図るために内容を見直し、必要に応じて内容の改訂・充実を図ります。

また、「街並みデザインマニュアル」をホームページで公開する等、広く周知を行います。

（３）市民参加

景観に対する理解や景観形成に対する関心、意欲を高めるため、ワークショップ等の参加・体験型の学習の場の提供等、市民参画の機会を充実させていきます。また、「御殿場市花の会」をはじめ、「御厨の風」、「富士山の麓・水と緑と風の会」、「椿の会」、「御殿場駅東地区まちづくり懇話会」といった市民団体とも協働して景観形成の推進を図ります。

その他にも、将来の景観づくりを担う子供たちが、地域の景観への関心を高められるような取り組みを検討します。

≪例≫ごてんばの富士山豆博士事業、景観セミナー、景観シンポジウム、
景観写真コンテスト　など

（4）人材の育成

景観づくりを担う人材の育成を図るため、市民・事業者を対象とした出前講座や研究会、勉強会の開催について検討します。

また、庁内においても、職員一人ひとりが景観まちづくりの重要性を認識し、各部局が互いに協力して取り組めるよう、研修会や勉強会等により、景観に関する知識や技術を習得する機会を設け、職員個々の資質の向上を図ります。

（5）表彰制度

市民のまちづくりに対する意識の高揚および建築活動の活性化を図ることを目的に、表彰制度を創設します。

≪表彰対象の考え方≫

- 都市の景観形成、歴史および文化の創造並びに建築水準の向上に寄与する建築物
- まちなみに調和した優れたデザインや、まちの景観に配慮した独自のデザインの屋外広告物
- 良好な景観形成に貢献しているまちづくり活動

（6）眺望遺産の指定

富士山麓で生活する市民と観光客に、市内の美しい富士山の眺望を残すことを目的に、「富士山を眺める」場を『眺望遺産』として指定し、市内・市外に向けて広く PR します。

眺望遺産を後世に伝えるため、眺望遺産から富士山までの見通しの保全や、周辺における景観への配慮、視点場としての整備等を推進するとともに、各視点場には以下に示すようなサインを設置します。

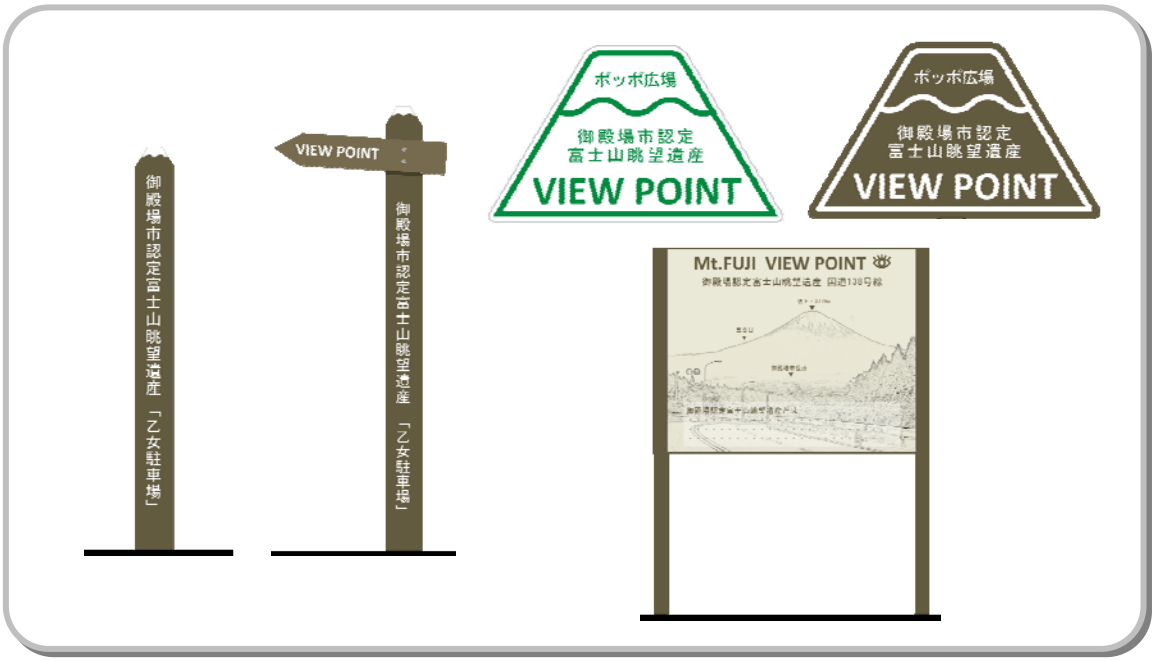

■サイン設置（案）

【眺望遺産候補】

国道 138 号【(仮)R138】	かがやき地区【(仮)田園】
御殿場美華ガーデン	沼田ブルーベリー園周辺 【(仮)ロマンチック街道】
平和公園	ポッポ広場
乙女駐車場	名勝駿河台【天下第一峰】

ごてんば風景物語　～静岡県景観賞～

美しいしずおか景観推進協議会は、県民共通の資産である県土の景観に関する啓発活動により、しずおかの美しさを守り・育て・創ることを目的として創設され、優れた都市景観を創出している地区等を表彰しています。

「静岡景観賞」は平成 20 年度より設けられており、これまでの市内における受賞地区を紹介します。

※昭和 63 年度～平成 19 年度までは「静岡県都市景観賞」としていましたが、平成 20 年度からは、都市部だけでなく、県土の景観を守り育てるため、賞の名称を「静岡県景観賞」に改め、田園や農山漁村等の幅広い景観にも対象を拡大しました。

静岡県景観賞 HP

【市内の受賞履歴】

第 16 回都市景観賞（H15）　優秀賞　緑陰の空間秩父宮記念公園	
	緑の園内には、築280年の母屋や樹齢120年のしだれ桜、秩父宮両陛下の御遺贈品の展示室等があります。
第２回景観賞（H21）　最優秀賞 森の中の環境共生型まちづくり「矢崎総業 Y－TOWN 御殿場」	
	矢崎総業グループの福利厚生施設群です。自然地形の回復や多数の樹木の植栽、地域への開放等、環境共生や地域との絆を重視しています。地域に開かれたプロムナードやオープンスペースからは、富士山や箱根の山々の景観を楽しむことができます。
第３回景観賞（H22）　優秀賞　富士山と雛壇状の水田風景	
	御殿場市仁杉にある水田が傾斜地に連続する水田地帯において、ほ場整備が実施された地区です。地区内の水田は富士山に向かってひな壇状に成形された継続的な営農が可能な水田に生まれ変わり、耕作放棄地も解消されました。
第４回景観賞（H23）　優秀賞　森の隠れカフェ「とらや工房」	
	環境との調和を重視した延床面積 163 坪の木の暖かみのある建物は、建築家の内藤廣氏の設計で、森をしっかり受け止めるように緩く弧を描く独特の形をしています。庭園の緑の映り込むガラス張りの厨房、開放感のあるテラス席は、やすらぎある心地よい空間になっています。
第５回景観賞（H24）　優秀賞　東山旧岸邸	
	近代数寄屋建築で有名な建築家吉田五十八(よしだいそや)氏が設計しました。伝統的な数寄屋建築の美と、現代的な住まいとしての機能の両立を目指したこの邸宅は、氏の建築美学の到達点の一つと言えます。四季折々の自然の移ろいを感じる庭園と美しい建築物が訪れる人に安らぎを与えています。

出典：静岡県 HP 交通基盤部都市局都市計画課　景観賞受賞地区より

１－４　推進体制

（１）御殿場市総合景観条例と施行規則の適切な運用

御殿場市の景観行政を総合的かつ計画的に推進していくため、景観法と屋外広告物法に基づく「御殿場市総合景観条例」の適切な運用を図ります。

【「御殿場市総合景観条例」の構成】

目次

第１章　総則
- ■目的、定義、市および市民、事業者、来訪者等の責務など
- ■基本理念

第２章　景観計画
- ■景観計画の策定等
- ■景観法に基づく行為の制限等
- ■眺望遺産
- ■景観重要建造物及び景観重要樹木

第３章　広告物等の制限等
- ■表示場所等の制限
- ■監督
- ■雑則

第４章　景観形成の推進
- ■景観評価委員会
- ■景観整備機構
- ■支援及び表彰等

第５章　雑則
- ■委任

第６章　罰則

附則
- ■施行期日、経過措置、申請手数料など

（２）推進体制

本計画に掲げた景観づくりの目標を実現するためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みが必要です。ここでは、景観づくりに必要な組織を位置づけるとともに、市民、観光客、事業者、行政の役割を踏まえつつ、景観づくりを進める上での体制を明らかにします。

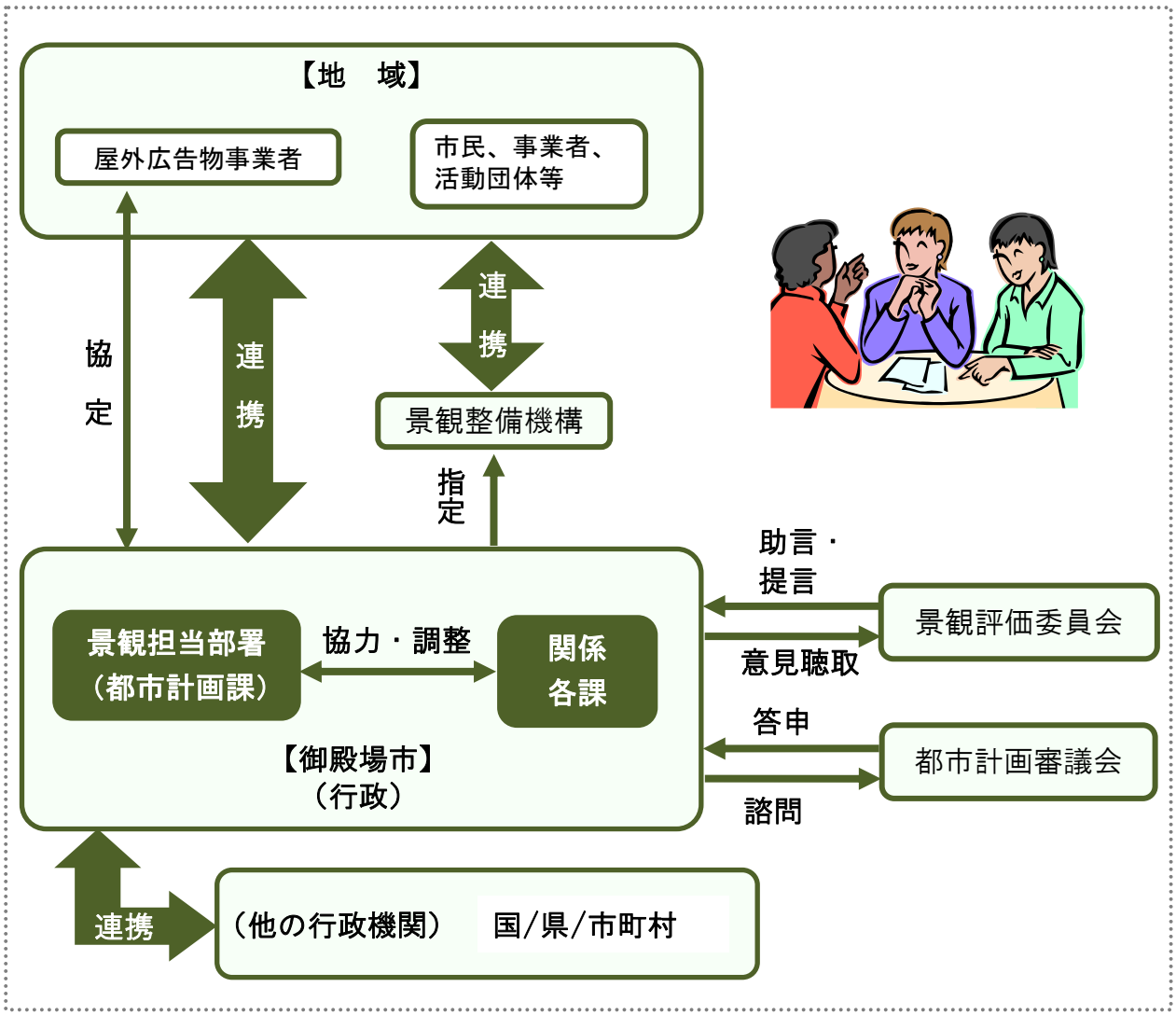

■景観形成の推進体制

（３）景観評価委員会の設置

景観形成に関する指導、勧告、措置命令等の措置を行う場合に必要に応じて専門家の意見を聴く組織として「景観評価委員会」を設置します。委員は建築や緑化等、各分野の専門家を選任し、個別の対応案件が発生した場合に意見を聴いた上で、行政が一定の措置（指導・勧告等）を講じます。

（４）景観法の諸制度の活用

地域の景観形成に対する意識の高まりに応じて、地域の景観形成に積極的に関わっていくことができる景観法の制度を活用します。

◆ 景観協議会（景観法 15 条）

地域の良好な景観を形成する上で、関係する市民、事業者、公共施設管理者、景観行政団体（市）等により組織される法定協議会を設置する制度。

◆ 景観協定（景観法 81 条）

地域の建築物、工作物、緑、看板等の景観に関する事項を定める自主的な協定制度。

◆ 景観整備機構（景観法 92 条）

景観行政団体が指定することができる団体です。景観形成活動を担う主体として公益法人やNPO を景観の専門家による情報提供、地域のコーディネート、景観重要建造物の買収等を活動目的として指定する制度。

◆ 住民提案制度（景観法 11 条）

土地の所有者やまちづくり NPO※1、公益法人等が土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に景観計画の提案をできる制度。

（５）関連制度の活用・連携

地区の景観特性に合わせ、景観地区や地区計画等の関連制度を活用し、景観づくりの実効性を高めます。

また、景観づくりは、本市のまちづくりの一端を担うことから、関連分野との連携のもと、本市のまちづくりの推進のために景観関連制度を活用します。

◆ 景観地区

「景観地区」は、より積極的に良好な市街地の景観形成を進めていくために、建築物等の形態意匠の制限等を定める都市計画制度です。

景観計画による行為の制限よりも、実効性のある強い規制誘導を図っていきたい場合、都市計画として景観地区を定め、建築物形態意匠のルールを定めるほか、高さや壁面の位置、敷地面積の制限等を定めることができます。工作物についてのルールも条例に定めることができます。景観地区の指定により、地区内において建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、定められた形態意匠等の制限に適合するかどうかについて、市長の認定を受ける必要があります。

景観計画に位置づける景観整備重点地区等、良好な景観の形成が特に必要と判断される地区については、地域住民等の合意形成※2等の条件が整った場合、強い制限力を持った景観地区制度の活用を検討します。

※1　NPO（法人）：Non Profit Organization の略であり、非営利（営利の追求を目的としない）組織を表す。特定非営利活動法人。
※2　合　意　形　成：関係者の意見の一致を図ること。まちづくりの場合、市民の意見を市政やまちづくりに反映させる行政参加の取り組みのことを指す。

◆ 高度地区

「高度地区」は、良好な住環境を保護するため、建物の高さの制限を定める都市計画制度です。建築物の高さ制限を厳しく制限することが特に必要とされる地区については、地域住民の合意形成等の条件が整った場合、高度地区制度の活用を検討します。

◆ 地区計画

「地区計画」は、地域住民等の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための都市計画制度です。

景観地区とは異なり、形態意匠等の制限に加えて、容積率（敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合）や建ぺい率（敷地面積に対する建築物の建築面積の割合）の上限を設けることができます。

建築物の高さを厳しく制限したり、ゆとりのある空間を確保する等、良好な景観形成が特に必要と判断される地区については、地域住民等の合意形成等の条件が整った場合、地区計画制度の活用を検討します。

◆ 風致地区

「風致地区」は、都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意識のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的景観）を維持するための都市計画制度です。

建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退、色彩、緑地の割合の基準を設けることができます。

都市の風致を維持することが特に必要と判断される地区については、地域住民の合意形成等の条件が整った場合、風致地区制度の活用を検討します。

◆ 緑化地域

「緑化地域」は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として指定するもので、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定の割合以上の緑化を義務付けるものです。

◆ 歴史まちづくり法に基づく制度

「歴史まちづくり法」（正式名称：地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律）は、地域におけるその固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史価値の高い建築物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持および向上を図るために制定されたものです。市町村は、同法に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受けることで地域における歴史的風致の維持および向上のための様々な事業や法律上の特例措置を展開することができます。

（６）景観に関する窓口の充実

建築物の建築や屋外広告物、緑化、環境美化等、景観に関する窓口の一元化を図り、市民や事業者が相談をしやすい体制の充実を図ります。

（7）支援制度

◆ 景観形成に対する支援

自治会・市民・NPO・事業者等による景観形成に関する主体的な活動を支援するため、助成金等の支援制度の創設を検討します。

景観づくりに関わる活動
（例：あまだトンボ池ふかさわの森のビオトープづくり）

◆ 屋外広告物に対する支援

良好な景観を守り・育てるために屋外広告物の撤去、改修および移設に対する費用の一部の助成制度を創設します。

◆ 緑化に対する支援

現在実施している以下の支援を継続して行い、更なる緑化を推進します。

●生垣設置奨励金の交付

緑豊かなまちづくりを進めるために、生垣の設置に必要な経費の一部を助成しています。

●花苗の配布

緑化推進のため春・秋の年２回行っている、市内の団体や学校を対象とした花苗の配布により、各地区・地域における緑化推進活動に対する意識が高まっています。

●誕生記念樹の配布

出生届提出の際、希望者を対象に誕生記念樹として桜の苗木を配布しています。樹木を植える敷地がない場合は、市内の公園へ植樹することができます（市への連絡が必要）。

（8）段階的・継続的な取り組み

景観計画は、長い時間をかけて取り組むものであり、おおむね 10 年を目標とします。そのためには、社会情勢の変化を踏まえて適切に見直しを進めて行く必要があり、地区等の指定や基準の決定・運用後は評価を行い、必要に応じて計画に反映する必要があります。このため、PLAN(計画)、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（見直し・改善）の PDCA サイクルを参考に、継続的に、計画の充実を図ります。

景観整備重点地区については、景観形成の状況や地域住民等の意向を踏まえながら、順次、区域の拡張やルールの追加等を検討します。

１－５　整備目標

本計画に基づき、市は景観形成に関する以下の整備について、今後 10 年を目標に整備を推進します。また、５年毎に目標の達成状況を検証します。

整備内容	現況値	整備目標		備考
		H30 年度	H35 年度	
１．街路樹による道路景観の向上				
道路延長に対する整備済み区間の割合（%）				
御東原循環線	85	90	100	
国道 138 号	38	50	100	管理者(国)と調整を図りながら、100%を目指す。
国道 469 号	0	50	100	
団地間連絡道路（構想道路）	5	50	100	市の道路整備計画に従いながら、100%を目指す。
(都)高根西部幹線	0	50	100	
２．無電柱化による道路景観の向上				
道路延長に対する整備済み区間の割合（%）				
県道御殿場停車場線	0	50	100	
御殿場駅箱根乙女口駅前広場	0	50	100	
(仮)箱根乙女口線	0	50	100	
市道 1514 号線	0	50	100	
３．富士山眺望スポットの整備推進				
眺望スポットとして新たに整備された箇所数（箇所）				
—	—	1	2	
４．見通し景観の整備				
国道 138 号（箱根外輪山）から富士山への眺望改善箇所数（箇所）				
—	—	1	2	
５．御殿場市総合景観条例の施行による看板等の改善				
御殿場市総合景観条例に適合している屋外広告物の割合（%）				
—	50	80	100	
６．景観に関する市民満足度の向上				
アンケート調査において、御殿場市の景観は「非常に良好だと思う」または「まあまあ良好だと思う」と回答した割合（%）				
—	66	70	80	